別表第八五・二八項中

「

八五二八・四一	第八四・七一項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの	無税
八五二八・四九	その他のもの	無税
	その他のモニター	
八五二八・五一	第八四・七一項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの	無税
八五二八・五九	その他のもの	無税
	プロジェクター	
八五二八・六一	第八四・七一項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの	無税

」

を

「

八五二八・四二	第八四・七一項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するように設計されたもの	無税
八五二八・四九	その他のもの	無税
	その他のモニター	
八五二八・五二	第八四・七一項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するように設計されたもの	無税
八五二八・五九	その他のもの	無税
	プロジェクター	
八五二八・六二	第八四・七一項の自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するように設計されたもの	無税

」

に改める。

別表第八五三一・二〇号中「液晶デバイス」の下に「（ＬＣＤ）」を、「発光ダイオード」の下に「（ＬＥＤ）」を加える。

別表第八五・三九項中「並びにアーク灯」を「、アーク灯並びに発光ダイオード（ＬＥＤ）ランプ」に改め、同表第八五三九・四九号の次に次の一号を加える。

八五三九・五〇	発光ダイオード（ＬＥＤ）ランプ	無税

別表第八五・四一項中「発光ダイオード」の下に「（ＬＥＤ）」を加える。

別表第一七部の注２(e)中「部分品」の下に「（この部の物品用のラジエーターを除く。）」を加える。

別表第八七・〇一項を次のように改める。

八七・〇一	トラクター（第八七・〇九項のトラクターを除く。）	
八七〇一・一〇	一軸トラクター	無税
八七〇一・二〇	セミトレーラー用の道路走行用トラクター	無税
八七〇一・三〇	無限軌道式トラクター	無税
	その他のもの	
八七〇一・九一	エンジン出力が一八キロワット以下のもの	無税
八七〇一・九二	エンジン出力が一八キロワットを超え三七キロワット以下のもの	無税
八七〇一・九三	エンジン出力が三七キロワットを超え七五キロワット以下のもの	無税
八七〇一・九四	エンジン出力が七五キロワットを超え一三〇キロワット以下のもの	無税
八七〇一・九五	エンジン出力が一三〇キロワットを超えるもの	無税

別表第八七〇二・一〇号中「）を」を「）のみを」に改め、同号の次に次の三号を加える。

八七〇二・二〇	駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもの	無税
八七〇二・三〇	駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したもの	無税
八七〇二・四〇	駆動原動機として電動機のみを搭載したもの	無税

別表第八七・〇三項中「）を」を「）のみを」に改め、同表第八七〇三・三三号の次に次の五号を加える。

八七〇三・四〇	その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）	無税
八七〇三・五〇	その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したものに限るものとし、外部電源に接続することにより充電することができるものを除く。）	無税
八七〇三・六〇	その他の車両（駆動原動機としてピストン式火花点火内燃機関（往復動機関に限る。）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）	無税
八七〇三・七〇	その他の車両（駆動原動機としてピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）及び電動機を搭載したもので、外部電源に接続することにより充電することができるものに限る。）	無税
八七〇三・八〇	その他の車両（駆動原動機として電動機のみを搭載したものに限る。）	無税

別表第八七一一・五〇号の次に次の一号を加える。

八七一一・六〇	駆動原動機として電動機を有するもの	無税

別表第九〇類の注１(g)中「加工機械」の下に「又はウォータージェット切断機械」を加え、「しん出し望遠鏡」を「芯出し望遠鏡」に改め、同注１中(m)を(n)とし、(l)を(m)とし、(k)の次に次のように加える。

(l)　第九六・二〇項の一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品

別表第九〇〇六・一〇号を削る。

別表第九二類の注１(d)中「参照」の下に「及び一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第九六・二〇項参照）」を加える。

別表第九四類の注１に次のように加える。

(m)　一脚、二脚、三脚その他これらに類する物品（第九六・二〇項参照）